



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

ウィズコロナと自動車・自転車通勤

コロナ禍以降、満員電車やバス等の公共交通機関での通勤に難色を示す従業員が増えてきました。通勤時間の電車やバスは、密閉された空間にたくさんの人が乗車するので、人と人との距離が近く、通勤者は感染症に感染することを心配します。

そこで、新型コロナウイルス感染症への対応として、従業員の感染リスク（3密：密閉、密集、密接）を軽減するため、通勤の形態として自動車通勤や自転車通勤を認める会社も増えてきています。

会社は、希望する従業員に対して自動車通勤や自転車通勤を許容する場合、どのようなことに注意すべきでしょうか。

この場合、会社としては、通勤規程等を策定する際に、起こり得る会社のリスクを想定して、自動車通勤・自転車通勤を許容する基準を考えるべきです。ただ漫然と口頭で認めるだけでなく、任意保険の加入を義務化して保険証券のコピーを提出させることにより、通勤中の事故による会社のリスクを減らしていくことが大切です。

自動車事故の際の使用者のリスク

まず、実際に自動車事故が起きた場合、特に従業員が加害者側で、通行人に傷害などを負わ

せた場合、会社の責任はどうなるのでしょうか。

従業員が起こした自動車事故について、従業員個人だけでなく、会社が責任を負うこともあり得ます。

社有車で業務中に起こした事故では会社や管理者の側が運行供用者となり同時に使用者責任も負うことは広く知られていますが、無断で社有車を私用に使っていた場合の事故であっても、従業員が社有車を私用するまでの経緯やそれが業務とどう関連するのか、日常の使用状況などを総合的にみて判断されます。マイカーでの事故も、会社が業務でマイカーを使うことを認めていた場合、原則的には社有車を使用していたのと変わらないため、会社の責任が問われます。

さらに、従業員のマイカー通勤時の事故についても、会社が事故の賠償責任を負うこともあります。この点、最高裁平成元年6月6日判決は、従業員が通勤のためだけにマイカーを使用していたが、これを会社は黙認し、かつ駐車場も使用させていた場合において、仕事帰りに事故を起こした事例で、会社は従業員を監視・監督すべきだったとして会社の責任を肯定しています。また、福岡地裁飯塚支部平成10年8月5日判決も、会社がガソリン代を出していたことなどから、業務との密接性を認めて会社の責任を認めています。

自転車事故の際の使用者のリスク

法律上は自転車の事故でも自動車の事故と同様に被害者への賠償責任が生じますので、会社の責任を認めた上記の裁判例の法理は、自転車事故にも適用されると考えられます。

自転車事故であっても、死亡事故や被害者が重い後遺症を負った事故では、賠償額が億単位に上ることもあります。たとえば、平成28年に愛知県でも、80代の男性がスマートフォンに気を取られた男性の自転車にはねられ、全身まひで寝たきり状態になったとして、加害者に慰謝料など約7200万円の損害賠償を求めて提訴した事件がありました。

自転車事故と会社の責任という論点から離れますが、子どもが事故を起こせば、親が責任を負う場合もあります。神戸地裁平成25年7月4日判決は、自転車の男子小学生が60代女性をはねて重い後遺障害を負わせたとして、小学生の保護者に約9500万円の損害賠償を命じました。

免許制度や強制保険がないことから気軽に考えてしまいがちな自転車の運転ですが、自動車だけでなく、自転車も常に人を傷付ける凶器となりうるという意識をしっかりと持つ必要があるといえます。

あらためて保険加入の義務化とチェックを

言うまでもなく、自動車保険に関しては、自賠責のみならず任意保険加入を自動車通勤規程等で義務化したうえで、会社としては誓約書や保険証券のコピーなどの証拠書類の提出を求めるべきです。一度だけでなく毎年定期的に従業員から保険証券のコピーを提出させ、保険加入の有無や更新をチェックすることが必須

です。

会社は自動車通勤だけではなく、自転車通勤についても保険加入を義務化すべきです。上述のとおり、自転車通勤においても、通勤中の事故は発生します。また重傷や人の死亡につながる自転車事故も少なくなく、社員が加害者になる可能性も十分あります。

この場合に保険加入していないと、加害者の個人の財産で賠償する必要がありますし、使用者責任から会社が賠償義務を負うリスクも発生してしまいます。

自転車保険は自動車保険と違い、自転車利用者それぞれの判断で加入しているケースが多いです。自転車保険の価格は年間数千円程度のものが多く、賠償責任補償の支払限度額は1億円前後ですので、自転車通勤を許容する会社としては、事故による会社のリスクを減らすためにも、自転車通勤規程に任意保険加入を明記しておくべきでしょう。

～当事務所よりひと言～

弁護士の仕事は紛争の事後解決が多いですが、ちょっとしたチェックやリスクマネジメントをしていたら紛争や裁判を予防できたのと思うこともしばしばあります。

その最たるものは、今回のテーマで取り上げたような、事故の無保険案件です。顧問先のみなさまには、紛争予防のための自動車や自転車に関する通勤規程や誓約書等の書式をご提供いたしますので、お気軽にお申し付けください。

なお、自転車事故を賠償する保険は、専用の自転車保険だけに限りません。ご自身やご家族の自動車保険に自転車事故の賠償特約があることもありますし、傷害保険等に付帯されている場合も多いです。この機会に、ご自身や従業員、そのご家族が加入している保険が「どのような事故」で「いくら賠償」を受けられるものか確認いただけたら幸いです。